

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議

平成18年6月12日(月) 15:00~
厚生労働省専用第12会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 「エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱」の改正について

(2) 国連エイズ特別総会における政治宣言について

(3) その他

3 閉 会

配布資料

資料1 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 改正案

資料2 エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱 新旧対照表

資料3 国連等におけるエイズ対策の主な流れ

資料4 エイズ対策について

資料5 後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（エイズ予防指針）

資料6 2006年国連エイズ特別総会政治宣言

第5回エイズに関する関係省庁間連絡会議出席者名簿

(敬称略)

所 属		官 職	氏 名
警察庁	生活安全局生活環境課	課長補佐	鈴木 達也
法務省	人権擁護局人権啓発課	課長	若井 伸一
外務省	経済協力局開発計画課	課長補佐	山本 太郎
	大臣官房国際社会協力部専門機関課	課長補佐	小林 敏明
文部科学省	研究振興局ライフサイエンス課	企画官	池田 千絵子
	スポーツ・青少年局学校健康教育課	課長	山口 敏
厚生労働省	大臣官房国際課	国際機関専門官	小池 創一
	健康局結核感染症課	課長	塚原 太郎
	労働基準局安全衛生部労働衛生課	課長	阿部 重一
	医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室	総務係長	片田 淳哉
	医薬食品局監視指導・麻薬対策課	課長補佐	吉田 易範
	職業安定局 高齢・障害者雇用対策部 障害者雇用対策課	課長	土屋 喜久
	健康局疾病対策課	課長	関山 昌人
	健康局疾病対策課	課長補佐	三好 英文
	健康局疾病対策課	課長補佐	秋野 公造
	慶應大学文学部教授		樽井 正義

エイズに関する関係省庁間連絡会議設置要綱（改正案）

平成 12 年 12 月 11 日設置
平成 18 年 2 月 13 日改正

1 目的

我が国のエイズ患者、HIV感染者の発生が、依然として地域的にも年齢的にも広がりを見せており、関係省庁間の協議の場を設定することで、より一層総合的かつ効果的なエイズ対策を推進することを目的とする。

2 根拠

後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（平成 11 年 10 月 4 日告示第 217 号）第 8 (関係機関との新たな連携) の 1 (省庁、NGO 等を含めた関係機関の連携の強化) に基づく。

3 協議事項

- (1) 國際的な連携に関すること
- (2) 人権の尊重に関すること
- (3) 普及啓発及び教育に関すること
- (4) 研究の情報交換に関すること
- (5) 性感染症対策等関連施策との連携に関すること
- (6) その他、省庁間における連携が必要な事項に関すること

4 連絡会議構成員

連絡会議の構成は、次のとおりとする。

- ・法務省人権擁護局人権啓発課長
- ・外務省経済協力局開発計画課長
- ・文部科学省研究振興局ライフサイエンス課長
- ・文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長
- ・厚生労働省健康局結核感染症課長
- ・厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長
- ・厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長
- ・厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課長
- ・厚生労働省職業安定局高齢・障害者雇用対策部障害者雇用対策課長
- ・厚生労働省健康局疾病対策課長

上記構成員の他、協議の内容に応じて各構成員は、関係者の出席を求めることができる。

5 連絡会議議長

議長の職は、厚生労働省健康局疾病対策課長とする。

6 連絡会議の開催

会議は年 1 回を基本とする。ただし、緊急その他の必要が生じた場合、各構成員は、会議の開催を議長に要請することができる。議長は、この要請を受けたとき又は自らが必要と認めるときは、会議を開催するものとする。

7 その他

会議の開催その他の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。